

「自転車安全利用の推進宣言」プロジェクトについて

1 趣旨

千葉県内の交通事故のうち、約4件に1件は自転車に関係しており、自転車の交通ルールとマナーを指摘する声も多数寄せられています。

また、これからは、自動車・自転車・特定小型原動機付自転車などの小型モビリティ・歩行者の全ての交通主体が安全に道路を通行し、交通事故のない社会を実現するため、自転車の安全な利用を呼び掛ける「自転車安全利用の推進宣言」を広める取組を推進することとしています。

自転車利用者の皆様に、今一度、自転車の安全利用について、考えるきっかけにさせていただくとともに、自転車の交通安全の輪が県内全域に広がり、1件でも多くの自転車事故をなくすため、本プロジェクトにご賛同いただければ幸いです。



2 「自転車安全利用の推進宣言」の取組について

- (1) 警察官が事業所等にお伺いしますので、団体・企業・学校の代表者（権限的な代表に限りません）から、宣言書を読み上げていただきます。
- (2) 宣言後は、機関誌・社内誌等における情報伝達、広報啓発のほか、自転車安全教室の実施や自転車安全利用に関する広報啓発活動へのご協力をお願いします。交通事故発生状況等の情報提供や警察官の派遣依頼につきましては、最寄りの警察署又は千葉県警察本部交通総務課までご連絡ください。

千葉県警察本部交通部交通総務課（電話043-201-0110）